

平成 20 年 度

新 温 泉 町 教 育 構 想

新温泉町教育委員会

— 生涯にわたって生き生きと輝く教育をめざす —

～私たちの目指す人づくり～

- ◎ ふるさとを愛し、人と自然にやさしく、未来を切り拓く人
- ◎ 夢や希望を持ち、自ら学びつづける人
- ◎ 心も体も健康で豊かな人間関係を築く人

『こころ豊かな人づくり』

— 夢に挑戦する子どもたちの「生きる力」をはぐくむ —

【重点課題】

I 基礎・基本の確実な定着を図る。

激しく変化するこれからの社会に生きる子どもたちの教育にあっては、基礎的・基本的な知識・技能を習得するとともに、思考力・判断力・表現力等の活用する力や学ぶ意欲、学び方等を含めた幅広い学力をはぐくむことが重要です。そのためには、すべての子どもたちに基礎・基本の確実な定着を図るきめ細やかな指導を推進します。

II 命と人権を大切にし、共に生きる心を育てる。

社会がどのように変化しようとも時代を超えて変わらない大切なものに、規範意識や倫理観、公共心や他者を思いやる心、人権を尊重する心、人間の力を超えたものに対する畏敬の念やふるさとの自然、文化を愛する心な

どがあります。教育活動全体を通じて、命の大切さを教え、共に生きる心を育てるなど「心の教育」を一層推進します。

III 道徳教育・体験活動を充実し、「豊かな心」をはぐくむ。

子どもの発達段階に応じて社会性や豊かな人間関係を培っていくために、様々な体験活動を通して子どもたちが自ら学び、考え、体得する教育を推進します。

また、道徳教育を学校の全教育活動を通じて推進し、歴史・文化に関する体験や社会の一員として地域に貢献する活動の充実を図ります。

IV 魅力ある学校づくり、地域に信頼される学校づくりを推進する。

児童生徒一人一人の持つ良さや可能性を伸ばし、創造性、チャレンジ精神などをはぐくみ、子どもの実態に応じた教育活動を展開します。

また、地域の信頼に応え、保護者や地域住民の参画と協働を得て、魅力ある学校づくりを進めるため、学校評議員制度、学校評価システムを活用し保護者や地域の方々の意見を聞き、教育内容や学校運営の状況等について積極的に情報を提供し、学校として説明責任を果たすことによって、開かれた学校づくりを推進します。

V 教育の専門家としての自覚を高め、資質能力の向上に努める。

教職員は、使命感と高い倫理観を持つとともに、教職に対する強い情熱をもち、子どもたちはもちろん保護者や地域住民から寄せられる期待や信頼を一人一人が自覚し、それに応える教育の専門家としての指導力をはじめ豊かな人間性の涵養等資質能力の向上に努めます。

VI 生涯学習社会における学びの機会を充実し、自発的な学習活動を支援する。

社会の成熟化に伴い、人々の学習のニーズがますます高度化、多様化する中で、学習者への支援体制を整えるとともに積極的な情報提供を推進し、生涯にわたり自己実現が図れるよう、多様な学習機会を創造し提供するよう努めます。

VII 防災・防犯教育の推進を図り、子どもたちの安全を守る取組みを進める。

学校が地域の安全・安心の核となるよう、校内の防災体制を充実させ、児童生徒の心のケアについては、事件や事故等に対応するために、校内の相談体制を整えます。

また、子どもの安全確保には学校、家庭、地域や警察等の関係機関との連携・協力による地域ぐるみの取組みが必要であり、各学校では防犯訓練や防犯教室の実施等子どもたちの発達段階に応じた安全教育・防犯教育を推進します。

【学校教育】

1 創造性を伸ばす教育の推進

(1) 確かな学力の定着と一人一人の個性や創造性を伸長する教育の推進

子どもたちに各教科・科目における基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、それぞれが持って生まれた才能を伸ばすなど、「確かな学力の定着」や「個性や創造性の伸長」に努めます。そのためにも児童生徒の学習の達成状況を的確に把握し補足的、発展的な学習を取り入れたり、宿題や課題を適切に与えたり、読書意欲を喚起する「読書タイム」を設けるなど、学びの機会を充実するとともに、家庭と連携して学習習慣を身につけさせるよう工夫します。また、一人一人に対応する柔軟な少人数学習集団の編成を行うなど、学習指導方法等のより一層の工夫改善に向け、新学習システムを構築します。

(2) 特別支援教育の推進

障害のある子どもたちの視点に立ち、一人一人の障害の状態や発達段階、特性等を把握し、個々の課題を明確にして適切な指導計画を作成するなどきめ細かく適切な教育的支援を行い、教育活動の充実を図るとともに、心身障害児就学指導委員会による早期からの教育相談を体系化し、関係機関との連携協力を密接にするとともに一貫した教育が行えるよう、校内での推進体制の整備を促進し、就学後の教育の充実を図ります。また、特別支援教育への理解、啓発に努めます。

(3) 子どもの心に響く道徳教育の充実

人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念を培い、具体的な生活の中に生かせるよう、すべての教育活動の中で児童生徒の内面に根ざした道徳性の育成に努め、未来に向かって人生や社会を切り拓く実践的な力を養います。

(4) 情報教育の充実

高度情報化社会に対応し、全ての児童生徒が発達段階に応じ、インターネット等を活用して主体的に情報の活用が図れるようにするとともに、わかりやすい授業の実現を図ります。また、情報や情報通信技術が果たしている役割や影響を理解させ、情報の受発信に伴う責任など情報モラルの育成に努めます。

(5) 国際化に対応した教育の充実

国際社会の一員として、幅広い教養と豊かな人間性を培うため、生徒の英語力の向上や地域の国際交流、異文化理解等のため、中学校に外国語指導助手（ALT）を引き続き配置し、国際理解教育の推進を図ります。また、幼稚園、小学校においても外国語指導助手（ALT）を有効に活用し、園児・児童が早期から英語と慣れ親しむ環境整備を図り、コミュニケーション能力の育成に努めます。

(6) 幼稚園教育の充実

幼児期は、心身ともに調和のとれた発達の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、幼児の発達の実態に即し創意工夫を生かした教育課程を編成し、指導の充実を図ります。遊びを中心とした生活を通じて、一人一人に応じた総合的な指導をおこない、人への愛情や信頼感を育て、自立と協同の態度を培うよう努め、また、幼稚園から小学校への移行が円滑に行われるよう研修会や合同活動等をおこない、相互連携の機会を充実させます。

2 生きる力をはぐくむ教育の推進

(1) 豊かな心をはぐくむ教育の推進

子どもたちが元気で楽しく安全に学校生活を送れるよう適切な学習環境の整備を図るとともに、心の教育を充実させ自ら困難を克服したり、正義感や公正さを重んじる心、他と協調し思いやる心の育成を図ります。小学校での「自然学校」、「環境体験事業」中学校での「トライやる・ウィーク」、「わくわくオーケストラ教室」を引き続き推進し、「豊かな人間性」や「社会性」を培い、こころ豊かにたくましく生きる力の育成に努めます。

(2) 教育支援体制の充実

いじめ、不登校、暴力行為、少年非行、集団生活になじめないなど児童生徒の重要課題に対し、児童生徒への相談体制や、学校・教職員に対する支援体制を充実するため、「スクールカウンセラー」の活用や、学校だけでは解決困難な児童生徒の問題行動等に適切に対処するため、「学校支援チーム」を活用するとともに、関係機関との連携を図ります。また、各学校・園に教育相談体制を整備し、早期発見早期対応を図るべく学校・家庭・関係機関が連携した実効性のある取組を実施します。

(3) 人権教育の充実

「人権教育基本方針」に基づき、児童生徒が様々な活動や体験を通して生命尊重の精神を培い、人権尊重への理解を深め、自己実現と「共に生きる社会」の構築に向け、主体的に取り組む意欲や態度を育成します。

3 地域ではぐくむ教育の推進

(1) 学校・家庭・地域の連携

学校教育に地域住民が参画し、学校ボランティア活動を推進するため、「いきいき学校応援団」、「学校支援地域本部事業」を活用するとともに、児童生徒を対象とした芸術文化に関する「ふるさと文化いきいき教室」を開催するほか、すべての学校でオープンスクール事業等を実施し、保護者や地域住民と信頼関係を深め積極的に情報提供し、開かれた学校づくりを推進します。

(2) 家庭・地域の教育力の向上

子どもの成長において、「生きる力」の基礎的な資質や能力を培うには家庭の教育力が重要です。学校は、PTAや青少年育成推進協議会等関係機関との連携を深め父親の子育てへの参加の啓発や、家庭教育に関する学習機会の充実、家庭の教育機能を高める支援のあり方等について検討し、家庭等の教育力の向上を図ります。

4 信頼される学校づくりの推進

(1) 学校安全体制・学校環境の整備充実

学校危機管理対策として、学校危機対応マニュアル等を活用した防災・避難訓練等の取組を一層推進するとともに、保護者、地域との連携を重視した学校安全体制づくりを行い、防災、防犯教育の推進を図ります。また、学校の老朽化による改築を実施するとともに耐震診断等を推進し、施設設備の安全対策に努めます。

(2) 教職員の資質向上の推進

教育の専門家として期待される教職員の資質の向上を目指し、校内研修等を充実するなど、実践的指導力を高め、教育活動に生かせる幅広い視野を身につけ、豊かな心と人間性の涵養に努めます。

また、児童生徒の内面理解に基づいた指導の充実を図るため、カウンセリングの力量を高める取り組みを行います。

【社会教育】

1 生涯学習の基盤づくりの推進

(1) 多様な学習の機会の提供

各学校・園が保有する教育施設と機能を可能な限り開放し、学ぶ場の提供に努めると共に、「いつでも・どこでも・だれでも学習ができる」体制整備として、地域コミュニティー活動の拠点である公民館活動を活性化し、創意工夫を凝らした魅力ある学習メニューを提供するなど、選択肢の拡大に努めます。

(2) 生涯学習施設の整備・充実

図書館、先人記念館、公民館などの社会教育施設が町民にとって利用しやすい学習活動の拠点となるよう整備、充実に努めます。

(3) 自己実現と共生をめざす人権教育の推進

「人権教育基本方針」に基づいて、すべての人の自己実現と「共に生きる社会」への展望のもと、町民が人権の普遍性と正当性についての認識や人権共存の考え方を深める教育を推進します。

(4) 文化財の保護と活用

歴史文化遺産を活用して地域に根ざした個性ある地域づくりを進め、地域の文化財を「総合的な学習の時間」などの教材として活用が図られるよう、学校等との連携を密にします。

2 芸術・文化・スポーツ活動の推進

(1) 芸術・文化活動の推進

郷土が誇る先人を顕彰し、併せて町民の芸術・文化活動の充実を図るとともに、宇野雪村賞、前田純孝賞全国公募展を企画・充実し豊かな心をはぐくむ取り組みを推進します。

(2) 地域スポーツ活動の充実

スポーツを通して地域コミュニティーづくりや青少年の健全育成を図るため、子どもから高齢者までの幅広い年齢層の住民が、参加しやすく様々なスポーツを楽しむことができるように努めます。また、「スポーツクラブ21ひょうご」等の関連団体との連携を図りスポーツの振興に努めます。

(3) 健康・体力の増進

子どものときから体力・運動能力の向上を図るため、遊びの中での運動を奨励し、生涯にわたって運動に親しむ基礎を培います。また、食生活に乱れが生じていることから、学校をはじめ家庭や地域が一体となって食生活に起因する健康課題の解決に努めます。